

測量・建設コンサルタント等の  
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成24年2月  
大阪府住宅まちづくり部

### 測量機器の所有の確認について

平成24年4月1日以降に公告する大阪府住宅まちづくり部発注の測量業務において、測量機器の所有について下記のとおり必要書類を提出頂き、確認することとしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 業務で使用する主たる測量機器の所有(ファイナンスリースを含む)について求めます。  
なお、落札候補者になった場合は、事後審査資料提出時に「測量機器の保有状況」(第4号様式)及び「測量機器の写真」(第5号様式)を提出してください。
2. レンタル(機器の一時使用)・共同所有は認めません。
3. 検定証明書の原本と写しを提出してください。原本については確認後速やかに返却します。
4. 機種毎に写真(第5号様式)を添付してください。なお、製造番号が測量機器に記載されていない場合は、写真に替えて保証書の写しを提出してください。
5. 基準点測量の1級、2級以外で補足的にGPS測量器を使用する場合は、同機器の保有状況の記入は不要です。

届出のあった測量機器の情報は住宅まちづくり部でデータを管理し、不正な申請を排除するため、案件毎に製造番号等の確認を行います。  
なお、提出書類に疑義が生じた場合は、事情聴取及び必要により立入調査を行うことがあります。

問い合わせ先

住宅まちづくり部 公共建築室 住宅設計課 事業推進グループ

TEL 06-6210-9754(直通)

FAX 06-6210-9750